

# 小規模水道のてびき

令和 8 年度

柏 市

# 目 次

|                             |    |
|-----------------------------|----|
| I はじめに                      | 1  |
| II 小規模水道とは                  | 1  |
| III 小規模専用水道                 | 2  |
| IV 小規模簡易専用水道                | 7  |
| V 汚染事故等の緊急時の措置              | 9  |
| VI 問い合わせ先                   | 9  |
| VII 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度  | 10 |
| VIII 水質基準                   | 12 |
| IX 様式等                      |    |
| 1 水質検査月報                    | 13 |
| 2 水道施設点検表(自己水源)             | 14 |
| 3 水道施設点検表(上水受水)             | 15 |
| X 浄水受水以外の小規模専用水道における原水の水質検査 | 16 |
| 資料                          |    |
| 1 柏市水道法施行等条例                | 17 |
| 2 柏市水道法等施行規則                | 21 |

## I はじめに

一般に「水道」と言われているものは「水道法」で規定する水道を指し、例えば県営水道や市町村水道が挙げられ、その他には専用水道や簡易専用水道といった水道が法的に種々の規制を受けながら衛生的で安全な水の供給が図られています。

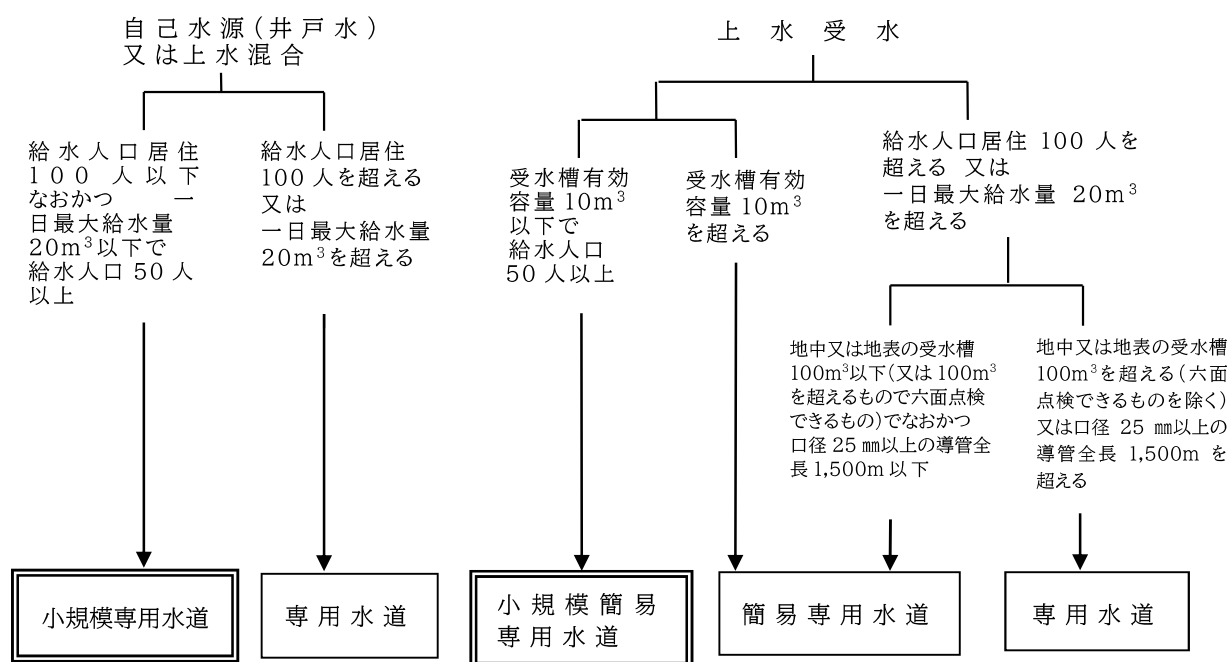
しかし、小規模な水道施設については「水道法」の適用から除外されており、とかくその管理の不徹底が指摘されがちです。これらの小規模水道にあっても本質的には一般の水道とその内容は変わりなく、同じように良質で豊富な水が供給されなければなりません。

このような観点から、「柏市水道法施行等条例」を制定し、50人以上の者に水を供給し、かつ水道法の適用除外となる小規模な水道を対象としてその衛生管理等を指導しています。

## II 小規模水道とは

50人以上の者に飲用の水を供給し、かつ水道法の適用除外となる水道であり、県や市町村等の水道（水道事業）から供給される水のみを水源とするものを「小規模簡易専用水道」といい、その他のものを「小規模専用水道」といいます。

（下図参照：□は水道法適用，▣は柏市水道法施行等条例適用）



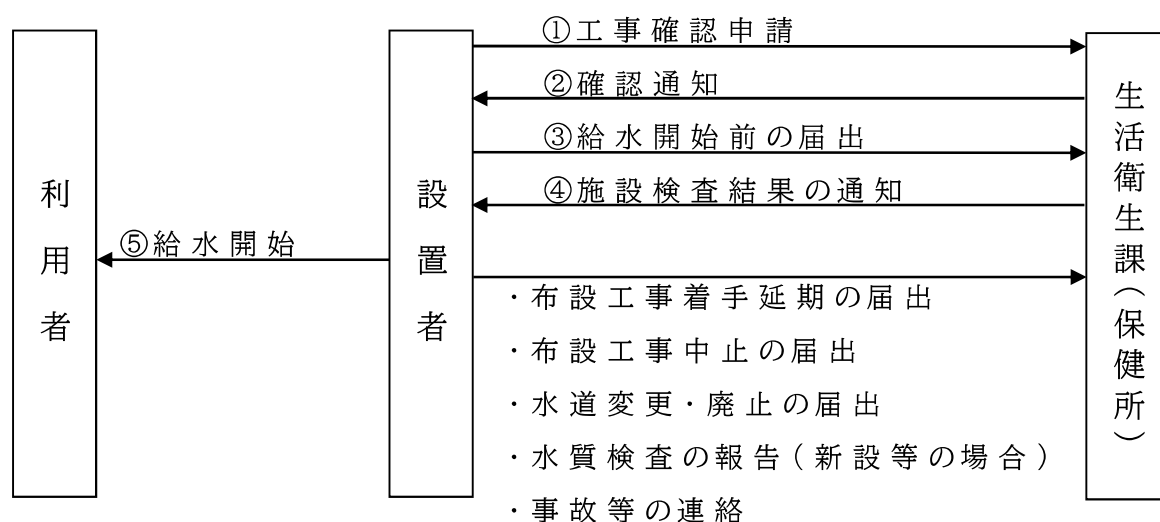
なお、「50人以上の者に飲用の水を供給」とは、設置者が特別な関係（家主，管理者，経営者等）に基づき50人以上の居住者，滞在者に飲用の水を供給することをいいます。

＜条例の適用を受ける小規模水道の給水人口の例示＞

- 1 共同住宅・宅造地等における居住人口
- 2 学校・幼稚園・保育所等における職員数及び学生・生徒・学童・園児数
- 3 病院・診療所等における職員及び病床数
- 4 旅館・ホテル等における従業者数及び宿泊収容定員数
- 5 ゴルフ場・遊園施設等における従業者数及び利用定員数
- 6 その他事業所における従業者数及び勤務者数

### Ⅲ 小規模専用水道

小規模専用水道の設置者のすること



#### 1 柏市（生活衛生課）への届出等

##### （1）新設工事や増設又は改造工事をする場合（工事確認申請）

工事を着手する前に、「小規模専用水道布設工事確認申請書」により、生活衛生課へ申請してください。その後、柏市からの「適合通知書」の交付を受けてから工事を始めてください。

増設又は改造工事とは、次の場合が該当します。

ア 1日最大給水量，水源の種別，取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

イ ちんでん池，ろ過池，浄水池，消毒設備又は配水池の新設，増設又は大規模な改造に係る工事

(2) 給水開始前の届出(給水開始届)

前号による工事が竣工し、給水を開始しようとするときは、「小規模専用水道給水開始届出書」により生活衛生課に届け出てください。その後、施設の検査を受け、合格してから給水を開始してください。

(3) 変更する場合(変更届)

設置者が変更になった場合や規模の縮小や拡大があった場合は、届出が必要です。「小規模専用水道変更届出書」により届け出てください。ただし、変更の内容によってはⅢの1の(1)の工事確認申請が必要となる場合がありますので、事前に生活衛生課へ相談してください。

ア 工事確認を要する変更の具体例

(ア) 建築物の増築等により一日最大給水量が増加するとき。

(イ) 水源の種別又は取水地点を変更しようとするとき。

(ウ) 浄水方法が急速ろ過方式、緩速ろ過方式等であり、その処理方法の変更に係る工事をするとき。

イ 変更届の具体例

(ア) 建築物の増築等により一日平均給水量のみが増加するとき。(処理能力は変わらず、供給量が増加)

(イ) 浄水方法が、消毒のみの方式でそれに係る変更のとき。

(ウ) 浄水方法を変更することなく、増設(新たな機器への交換を含む)するとき。

(4) 既設の場合

確認を受けていない施設や、既存の施設において給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で小規模専用水道に該当するようになった場合は、生活衛生課へ相談してください。

(5) 布設工事の着手を延期又は布設工事を中止する場合

次の場合は、生活衛生課へ相談のうえ、届出をしてください。

ア 保健所から工事確認の通知を受けた後、工事の着手が予定日より長期に延期する場合(おおむね6カ月以上の延期)

イ 保健所から工事確認の通知を受けた後、工事を着手せず、布設計画が消滅した場合

ウ 保健所から工事確認の通知を受けた後、工事が着手されたが、その後に工事が取り止めとなった場合

(6) 水道施設を廃止する場合(廃止届)

給水人数の減少、施設規模の縮小又は消滅等により小規模専用水道でなくなる場合は、あらかじめ届出が必要です。「小規模専用水道廃止届

出書」により届け出てください。

小規模専用水道の届出様式は、下記柏市ホームページからダウンロードができます。生活衛生課窓口でも配布しています。

◇ 柏市ホームページ：申請書類等のダウンロード（水道関係）

[https://www.city.kashiwa.lg.jp/seikatsueisei/shiseijoho/shisei/health\\_hospital/shinse/kankyoese/suido.html](https://www.city.kashiwa.lg.jp/seikatsueisei/shiseijoho/shisei/health_hospital/shinse/kankyoese/suido.html)



## 2 維持管理

小規模専用水道施設の日常的な維持管理については、水質基準，施設基準を常に満足し良質で豊富な水を供給するため，以下のことに十分留意してください。

### (1) 管理体制の整備

#### ア 管理責任者の設置

小規模専用水道の設置者は、維持管理の責任者を定め、適正な維持管理を行ってください。

#### イ 図面等の整備

維持管理を行うために必要な配管系統図等主要施設の名称，図面，書類及び工具，検査機器等を整備保管してください。

#### ウ 記録の保存

施設の点検・清掃・修理及び従事者の健康診断並びに条例に基づく水質検査等を行った場合はその記録を作成し保存してください。

なお、保管期間は次のとおりですが、記録がない状態を避けるため、少なくとも次の結果が得られるまでは記録を破棄しないようにするなど、できる限り長期保存に努めてください。

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 施設の点検・清掃・修理等の実施記録<br>健康診断の実施記録 | 1 年 |
| 水質検査の結果                        | 3 年 |

### (2) 衛生管理

#### ア 立入禁止措置

水源及び各施設周囲にみだりに人等が立ち入らぬように立札掲示，柵の設置，施錠等の措置を講じてください。

#### イ 汚染の防止

汚水の流入や逆流，漏水等に十分注意するほか，施設内外の清潔保持及び汚染防止に努めてください。

#### ウ 残留塩素の保持

末端の給水栓における遊離残留塩素は常に0.1mg/L以上（結合残留塩素の場合は0.4mg/L以上）を保持するよう消毒設備の調整を行うとともに，予備の消毒薬を備えてください。

また，病原生物による汚染の疑いがある場合は，遊離残留塩素を0.2mg/L以上（結合残留塩素の場合は1.5mg/L以上）としてください。

### （3）施設管理

#### ア 定期点検

小規模専用水道施設各部（沈砂・貯水・ろ過・消毒設備等の各施設）について定期的に点検を行い，清潔の保持及び異常の早期発見に努めてください。

#### イ 水槽等の定期的清掃

各種水槽は1年ごとに1回以上定期的に清掃するほか，水あかや沈殿物が多い場合及び汚染があった場合等は随時清掃し，消毒してください。

### （4）水質管理

#### ア 毎日検査

色，濁り，残留塩素について，1日1回以上検査を行ってください。

#### イ 定期の水質検査

おおむね6ヵ月に1回定期的に水質検査を行ってください。

（検査項目及び頻度は10～11ページを参照）

#### ウ 臨時の水質検査

小規模専用水道により供給される水が，水質基準に適合しないおそれのあるときは臨時の水質検査を行ってください。

#### エ 原水の水質検査

クリプトスポリジウム等対策として，浄水受水以外の施設にあっては，原水の指標菌（大腸菌及び嫌気性芽胞菌）検査を実施し，指標菌が検出された場合であってかつクリプトスポリジウム等を除去又は不活化できる浄水処理を実施していない施設については，原水のクリプトスポリジウム等を3ヵ月に1回以上，指標菌を1ヵ月に1回以上検査し，クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

また，原水から指標菌が検出されていない場合でも，水源が地表水等の混入のない被圧地下水以外の場合は6ヵ月に1回以上，原水の指標菌

検査を実施し、クリプトスポリジウム等による汚染のおそれがないかの監視を行ってください。

原水から指標菌が検出されていない場合で、水源が地表水等の混入のない被圧地下水の場合は、3年に1回、全項目検査等で、トリクロロエチレン等の検査結果から被圧地下水以外の水の混入の有無を確認してください。ただし、トリクロロエチレン等の除去施設を持つ施設にあっては、原水で確認してください。

その他、浄水施設（消毒施設のみを除く。）が設置されている施設については、必要に応じ原水の検査を実施し、浄化能力の確認に努めてください。

#### （5）薬品の管理

ア 液化塩素を使用する場合は、「高圧ガス保安法」、「一般高圧ガス保安規則」等、関係法令・基準を遵守し、保安用具・設備を整備してください。

イ 次亜塩素酸ナトリウム溶液、その他浄水処理に使用する薬品については暗所に保存し、使用方法は適正に行うとともに、その使用量等を記録するなどの薬品管理に万全を期してください。

ウ 次亜塩素酸ナトリウムには、高濃度の臭素酸を含有している場合があるので、含有する臭素酸濃度を確認してください。また、長期間の保管により臭素酸濃度や塩素酸濃度が上昇するおそれがあるので、貯蔵期間、貯蔵温度には注意をしてください。

#### （6）健康診断

取水施設、浄水施設、排水施設等で直接水を操作する業務従事者及び構内居住者を対象に、1年に1回以上、病原体がし尿に排泄される感染症（赤痢、腸チフス、パラチフス）患者、あるいは保菌者の有無に関して定期の健康診断を実施してください。また、必要に応じて、コレラ菌、腸管出血性大腸菌（O157等）、赤痢アメーバ、サルモネラ及びノロウイルス等についても実施してください。

水道業務に従事する者に感染症が発生した場合、又は発生するおそれのある場合は、必要に応じて臨時の健康診断を実施してください。

#### （7）その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。



【管轄の消防署の連絡先】

●西部消防署 Tel 04-7133-8794      ●東部消防署 Tel 04-7164-0119

●旭町消防署 Tel 04-7144-6750      ●沼南消防署 Tel 04-7191-4500

- ・消防設備として飲用水用の水槽を共用することは本来望ましいものではありません。
- ・槽内の水抜きにより消防用設備としての機能が低下するおそれがあるため、不測の事態に対処するためにも、管轄の消防署へ連絡してください。

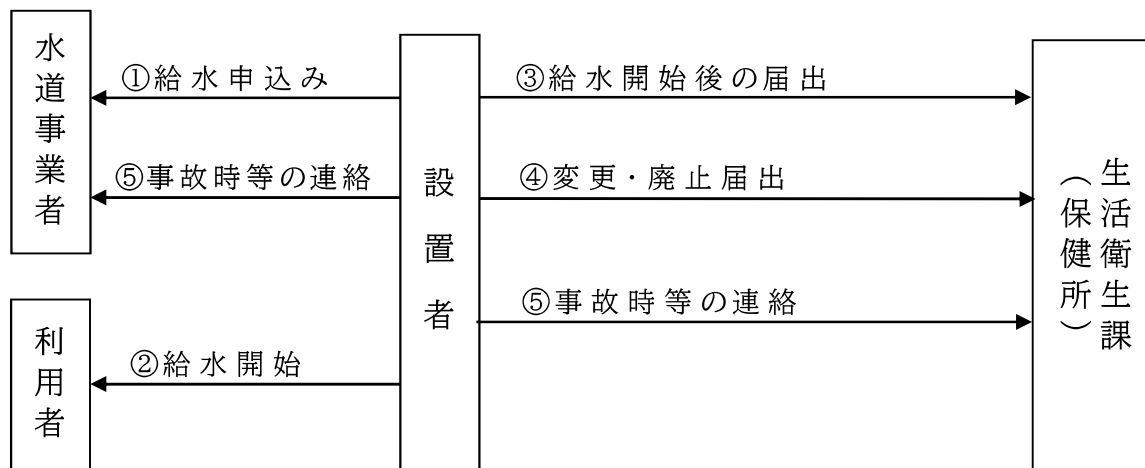
### 3 柏市（生活衛生課）への報告

給水開始届出又は小規模専用水道届出を行った小規模専用水道施設については、当面の間、次表による水質検査を行い、その結果を「小規模専用水道水質検査結果報告書」により報告してください。

| 検査の種類               | 報告期限            | 添付書類     |
|---------------------|-----------------|----------|
| 毎日検査<br>（色，濁り，残留塩素） | 結果が判明した翌月の10日まで | 水質検査月報用紙 |
| おおむね6カ月に1回<br>行う検査  |                 | 検査成績書の写し |
| 臨時の検査               | 結果判明後速やかに       |          |

## IV 小規模簡易専用水道

小規模簡易専用水道の設置者のすること



### 1 柏市（生活衛生課）への届出

#### (1) 給水開始の届出

小規模簡易専用水道を設置し、給水を開始したときは、届出が必要です。

「小規模簡易専用水道給水開始届出書」により届け出てください。

## (2) 変更する場合

設置者が変更になった場合や受水槽の規模拡大等があった場合は、届出が必要です。「小規模簡易専用水道変更届出書」により速やかに届け出てください。

## (3) 既設の場合

給水開始の届出をしていない既存の施設や、給水を受ける者の数が50人以上となった場合等で、小規模簡易専用水道に該当するようになった場合は、生活衛生課へ相談してください。

## (4) 廃止する場合

給水人数の減少、施設規模の拡大・縮小又は消滅等により小規模簡易専用水道でなくなる場合は、あらかじめ届出が必要です。「小規模簡易専用水道廃止届出書」により届け出てください。

小規模簡易専用水道の届出様式は、下記柏市ホームページからダウンロードができます。生活衛生課窓口でも配布しています。

◇ 柏市ホームページ: 申請書類等のダウンロード (水道関係)

[https://www.city.kashiwa.lg.jp/seikatsueisei/shiseijoho/shisei/health\\_hospital/shinse/kankyoesse/suido.html](https://www.city.kashiwa.lg.jp/seikatsueisei/shiseijoho/shisei/health_hospital/shinse/kankyoesse/suido.html)



## 2 維持管理

小規模簡易専用水道の日常的な維持管理については、小規模専用水道のような施設基準や水質検査等の義務はありませんが、条例に基づいた「管理基準」(条例第20条、規則第21条)は遵守しなければなりません。管理にあたっては、以下のことに充分留意してください。

### (1) 管理体制の整備

管理にあたっては、管理の責任者を定め、給水施設に関する構造図・系統図等各種図面を整備保管するとともに、貯水槽の掃除や、日常の定期点検・設備の補修等の実施期日及びその内容について記録し、保存してください。

### (2) 残留塩素の保持

原水はすでに消毒された浄水ですが、受水槽で貯留される間に塩素剤が消費され、給水栓末端で規定の残留塩素が確認されないことがあります。条例では残留塩素の測定は特に義務づけられていませんが、随時測定し、残留塩素が確保されることが判明した場合は、再塩素消毒設備の設置等の措置をとり、常時、末端の給水栓で遊離残留塩素を0.1mg/L以上保持するようにしなければなりません。

### (3) 施設管理

#### ア 水槽及びその周辺の定期点検

水槽及びその周辺を定期的に点検し、亀裂等を発見したときはすみやかに補修・改善してください。

#### イ 水槽等の定期的清掃

各種水槽は、1年ごとに1回以上定期的に清掃するほか、水あかや沈殿物が多い場合及び汚染があった場合は随時清掃し、消毒してください。

### (4) 水質管理

給水栓の水に異常を感じたときは、必要な水質検査を行ってください。管理の不備や構造的な欠陥があったり、配水管の腐食が進行した場合には、水の色、濁り、臭い、味に異常が生じることがあります。したがって日常的に水の外観等に注意し、異常を感じたときはすみやかに水質検査を行ってください。

### (5) その他

消防用設備と共用されている水槽の清掃・補修時に槽内の水抜きを行う場合は、あらかじめ消防機関へ連絡してください。(7ページ参照)

## V 汚染事故等の緊急時の措置

万一、事故が起き、供給する水により人の健康を害するおそれがあることを知った時は、すみやかに次のような措置をとってください。

- 1 給水を停止し、利用者に使用しないよう知らせるとともに、柏市(生活衛生課)等へ連絡し指示に従ってください。
- 2 汚染原因を調査のうえ、必要な改善措置をとり、給水再開について、柏市(生活衛生課)の指導に従ってください。

## VI 問い合わせ先

柏市健康医療部生活衛生課 環境衛生係

所在地 〒277-0004 柏市柏下65番地1 ウェルネス柏内

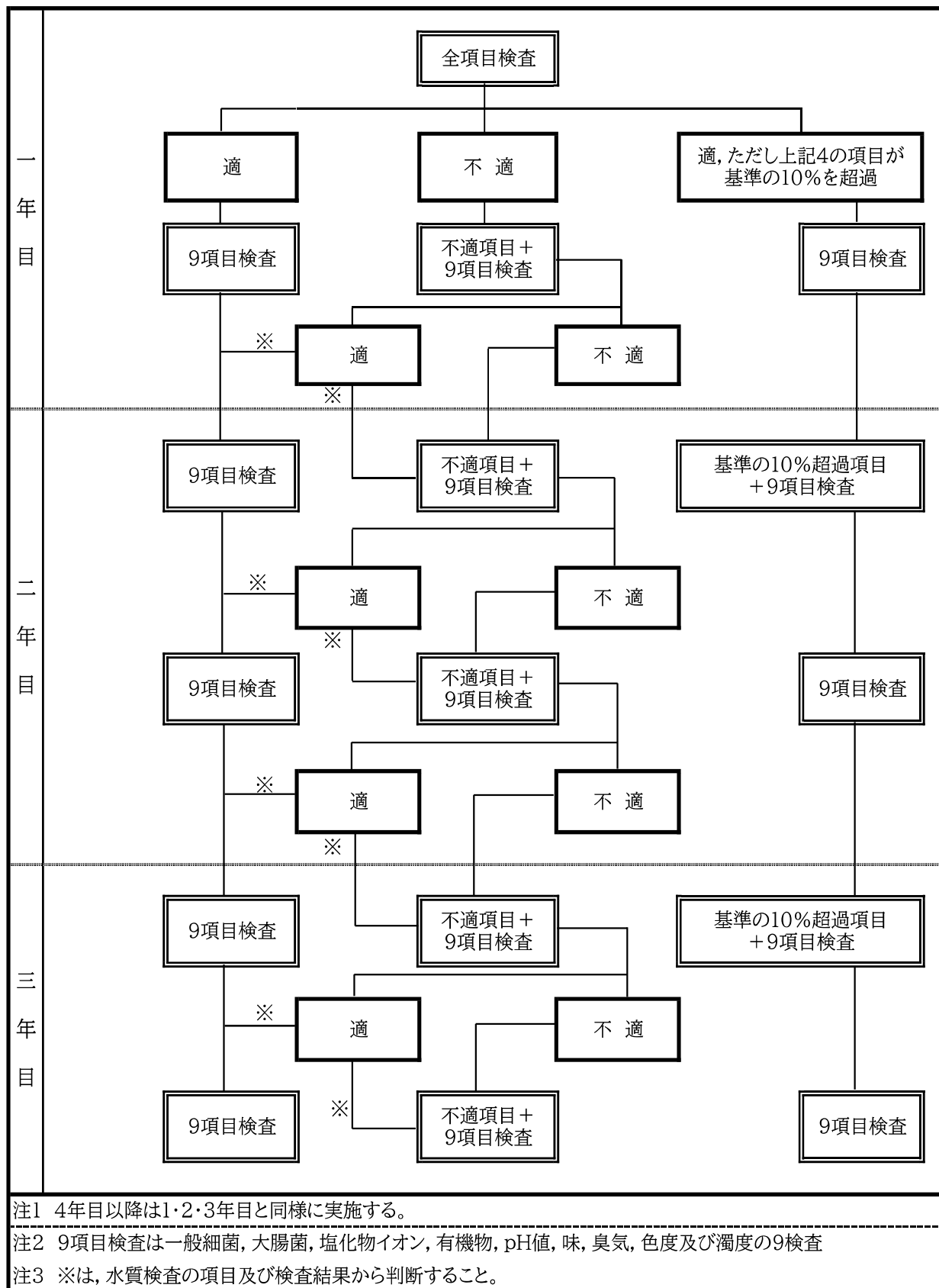
電話 04-7167-1259

FAX 04-7167-1732

## Ⅶ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度

- 1 検査頻度については、年2回とし、原則として年1回は全項目（52項目）検査を実施すること。
- 2 1回目の全項目検査の結果が水質基準に適合し、異常がないと認められた場合の2回目の水質検査は9項目まで省略することができる。
- 3 水源の種別，取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、全項目検査を実施し、その結果が水質基準に適合している時には翌年及び翌々年の年1回行う全項目検査は、基準の表（12ページ参照）中33の項から38の項まで及び40の項から46の項まで検査事項に関する検査の全部又は一部を省略することができる。
- 4 水源の種別，取水地点又は浄水方法が変更されずかつ水源の種別及び水源に水又は汚染物質を排出する施設の設置の状況等から原水の水質が大きく変わるおそれが少ないと認められる場合は、基準の表中3の項から32の項までの検査事項に関する検査については、前回における当該事項についての検査の結果が、当該事項に係る水質基準値の10分の1以下であるときは、概ね3年に1回以上まで省略することができる。
- 5 浄水を受水する小規模専用水道にあつては、水質基準に適合する水の供給を受けることから、水の供給を受ける水道の水質検査結果を入手することにより全項目検査については、次のとおりとすることができる。
  - ①基準の表中3の項から5の項まで、7の項、12の項から21の項まで、37の項、38の項及び40の項から46の項までの事項に関する検査については、検査を省略することができる。
  - ②基準の表中6の項、8の項及び33の項から36の項の上欄に掲げる事項に関する検査については、使用する配管等資機材の使用状況から、検査を省略することができる。
- 6 水道法施行規則第15条第1項第4号で規定する項目については、過去の検査結果が基準値の2分の1以下でありかつ原水並びに水源及び周辺の状況等から勘案し、その全部又は一部を行う必要がないことが明らかであると認められる場合は、その検査を省略することができる。ただし、3年に1回の全項目検査は必要であること。

# 水質検査項目及び検査頻度のフロー



| 区分                | No. | 検査事項                                              | 基準値           | 確<br>行<br>う<br>申<br>請<br>時<br>に<br>査 | 給<br>行<br>う<br>水<br>開<br>始<br>時<br>に<br>査 | 全<br>項<br>目<br>検<br>査                     |                  | 深井戸を水源とする場合の例 |    |    |    |    |    |
|-------------------|-----|---------------------------------------------------|---------------|--------------------------------------|-------------------------------------------|-------------------------------------------|------------------|---------------|----|----|----|----|----|
|                   |     |                                                   |               |                                      |                                           | 自<br>己<br>浄<br>水<br>水<br>源<br>混<br>又<br>合 | 浄<br>水<br>受<br>水 | 1年            |    | 2年 |    | 3年 |    |
|                   |     |                                                   |               |                                      |                                           |                                           |                  | 1回            | 2回 | 1回 | 2回 | 1回 | 2回 |
| 健康に<br>関連する<br>項目 | 1   | 一般細菌                                              | 100個/mL以下     | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 2   | 大腸菌                                               | 不検出           | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 3   | カドミウム及びその化合物                                      | 0.003mg/L以下   | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 4   | 水銀及びその化合物                                         | 0.0005mg/L以下  | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 5   | セレン及びその化合物                                        | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 6   | 鉛及びその化合物                                          | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | □                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 7   | ヒ素及びその化合物                                         | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 8   | 六価クロム化合物                                          | 0.02mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | □                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 9   | 亜硝酸態窒素                                            | 0.04mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 10  | シアン化物イオン及び塩化シアン                                   | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 11  | 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素                                     | 10mg/L以下      | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 12  | フッ素及びその化合物                                        | 0.8mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 13  | ホウ素及びその化合物                                        | 1mg/L以下       | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 14  | 四塩化炭素                                             | 0.002mg/L以下   | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 15  | 1,4-ジオキシン                                         | 0.05mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 16  | ジス-1,2-ジクロロエチン及びトランス-1,2-ジクロロエチン                  | 0.04mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 17  | ジクロロメタン                                           | 0.02mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 18  | テトラクロロエチレン                                        | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 19  | トリクロロエチレン                                         | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 20  | ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸)(別名PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(別名PFOA) | 0.00005mg/L以下 | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 21  | ベンゼン                                              | 0.01mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ◎                                         | △                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 22  | 塩素酸                                               | 0.6mg/L以下     |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 23  | クロロ酢酸                                             | 0.02mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 24  | クロロホルム                                            | 0.06mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 25  | ジクロロ酢酸                                            | 0.03mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 26  | ジブromクロロメタン                                       | 0.1mg/L以下     |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 27  | 臭素酸                                               | 0.01mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 28  | 総トリハロメタン                                          | 0.1mg/L以下     |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 29  | トリクロロ酢酸                                           | 0.03mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 30  | ブromジクロロメタン                                       | 0.03mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 31  | ブromホルム                                           | 0.09mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
|                   | 32  | ホルムアルデヒド                                          | 0.08mg/L以下    |                                      | ○                                         | ◎                                         | ◎                | ○             |    | ◎  |    | ◎  |    |
| 性状に<br>関する<br>項目  | 33  | 亜鉛及びその化合物                                         | 1mg/L以下       | ○                                    | ○                                         | ●                                         | □                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 34  | アルミニウム及びその化合物                                     | 0.2mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | □                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 35  | 鉄及びその化合物                                          | 0.3mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | □                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 36  | 銅及びその化合物                                          | 1mg/L以下       | ○                                    | ○                                         | ●                                         | □                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 37  | ナトリウム及びその化合物                                      | 200mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 38  | マンガン及びその化合物                                       | 0.05mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 39  | 塩化物イオン                                            | 200mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 40  | カルシウム、マグネシウム等(硬度)                                 | 300mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 41  | 蒸発残留物                                             | 500mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 42  | 陰イオン界面活性剤                                         | 0.2mg/L以下     | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 43  | ジェオスミン                                            | 0.00001mg/L以下 | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 44  | 2-メチルイソボルネオール                                     | 0.00001mg/L以下 | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 45  | 非イオン界面活性剤                                         | 0.02mg/L以下    | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 46  | フェノール類                                            | 0.005mg/L以下   | ○                                    | ○                                         | ●                                         | △                | ○             |    |    |    |    |    |
|                   | 47  | 有機物(全有機炭素(TOC)の量)                                 | 3mg/L以下       | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 48  | pH値                                               | 5.8以上～8.6以下   | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 49  | 味                                                 | 異常でないこと       |                                      | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 50  | 臭気                                                | 異常でないこと       | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 51  | 色度                                                | 5度以下          | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
|                   | 52  | 濁度                                                | 2度以下          | ○                                    | ○                                         | ○                                         | ○                | ○             | ○  | ○  | ○  | ○  | ○  |
| 項 目 数             |     |                                                   |               | 40                                   | 52                                        | 52                                        | 52               |               |    |    |    |    |    |

●は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の3により3年に1回まで検査回数の省略可能項目  
◎は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の4により3年に1回まで検査回数の省略可能項目  
△は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の①による省略可能項目  
□は「Ⅵ 小規模専用水道に係る水質検査項目及び検査頻度」の5の②による省略可能項目

施設名称 \_\_\_\_\_

管理責任者氏名 \_\_\_\_\_ (印)

# 水 質 検 査 月 報 ( \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月分)

| 日 付 | 採取時間 | 色 | 濁 り | 残留塩素量<br>(mg/L) | 採 取 場 所 | 摘 要 |
|-----|------|---|-----|-----------------|---------|-----|
| 1   | :    |   |     |                 |         |     |
| 2   | :    |   |     |                 |         |     |
| 3   | :    |   |     |                 |         |     |
| 4   | :    |   |     |                 |         |     |
| 5   | :    |   |     |                 |         |     |
| 6   | :    |   |     |                 |         |     |
| 7   | :    |   |     |                 |         |     |
| 8   | :    |   |     |                 |         |     |
| 9   | :    |   |     |                 |         |     |
| 10  | :    |   |     |                 |         |     |
| 11  | :    |   |     |                 |         |     |
| 12  | :    |   |     |                 |         |     |
| 13  | :    |   |     |                 |         |     |
| 14  | :    |   |     |                 |         |     |
| 15  | :    |   |     |                 |         |     |
| 16  | :    |   |     |                 |         |     |
| 17  | :    |   |     |                 |         |     |
| 18  | :    |   |     |                 |         |     |
| 19  | :    |   |     |                 |         |     |
| 20  | :    |   |     |                 |         |     |
| 21  | :    |   |     |                 |         |     |
| 22  | :    |   |     |                 |         |     |
| 23  | :    |   |     |                 |         |     |
| 24  | :    |   |     |                 |         |     |
| 25  | :    |   |     |                 |         |     |
| 26  | :    |   |     |                 |         |     |
| 27  | :    |   |     |                 |         |     |
| 28  | :    |   |     |                 |         |     |
| 29  | :    |   |     |                 |         |     |
| 30  | :    |   |     |                 |         |     |
| 31  | :    |   |     |                 |         |     |

水道施設点検表（自己水源）

| 点検事項            | 点検項目    | 年 月 日                          |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    | 備考 |
|-----------------|---------|--------------------------------|---------|---|---|---|---|---|---|---|----|----|----|----|
|                 |         | 1                              | 2       | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |    |
| 水源<br>浄水<br>設備等 | 水源の状態   | 1 水源の清潔保持・汚染防止措置は適切か           |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 | 浄水設備の状態 | 2 ろ過能力が過負荷とならないよう維持しているか       |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 3 沈砂槽等の清潔保持・汚染防止措置は適切か         |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 4 漏水・水圧等の対策は適切か                |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
| ポンプ等設備          | ポンプ等の状態 | 5 ポンプ室内は清潔に保持しているか             |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 6 ポンプ類に異常な騒音・振動はないか            |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 7 ポンプから水漏れしていないか（グランドパッキンの交換）  |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 8 給水管等に亀裂・漏水箇所がないか             |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
| 消毒設備            | 消毒設備の状態 | 9 注入量は適正であるか                   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 10 液の漏れはないか                    |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 11 薬液タンクの液量は十分か                |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
| 受水槽・高置水槽の外観検査   | 水槽周囲の状態 | 12 関係者以外の立入禁止措置を講じているか         |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 13 水槽の周囲は清潔に保持しているか            |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 | 水槽本体の状態 | 14 亀裂、漏水箇所がないか                 |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 15 雨水等が入り込む開口部や接合部の隙間がないか      |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 16 水槽の上床盤には、不要な設備、機器等が置かれていないか |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 17 マンホールの状態（立ち上げ・防水・施設等）は適切か   |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 18 オーバーフロー管・通気管の防虫網は適切か        |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 19 オーバーフローと排水すとは直接連結されていないか    |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 20 水中及び水面に異常な物質がないか            |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 21 汚泥、赤錆等の沈着物、内部の汚れ等が異常にないか    |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 22 給水施設以外の配管設備等が設置されていないか      |         |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         | 23 清掃は年1回定期に行われているか            | 【清掃実施日】 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
| その他             | 定期の水質検査 | 24 定期の水質検査（おおむね6カ月ごと）は実施しているか  | 【検査実施日】 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 |         |                                | 【検査実施日】 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |
|                 | 健康診断    | 25 腸内細菌検査は年1回以上実施しているか         | 【検査実施日】 |   |   |   |   |   |   |   |    |    |    |    |



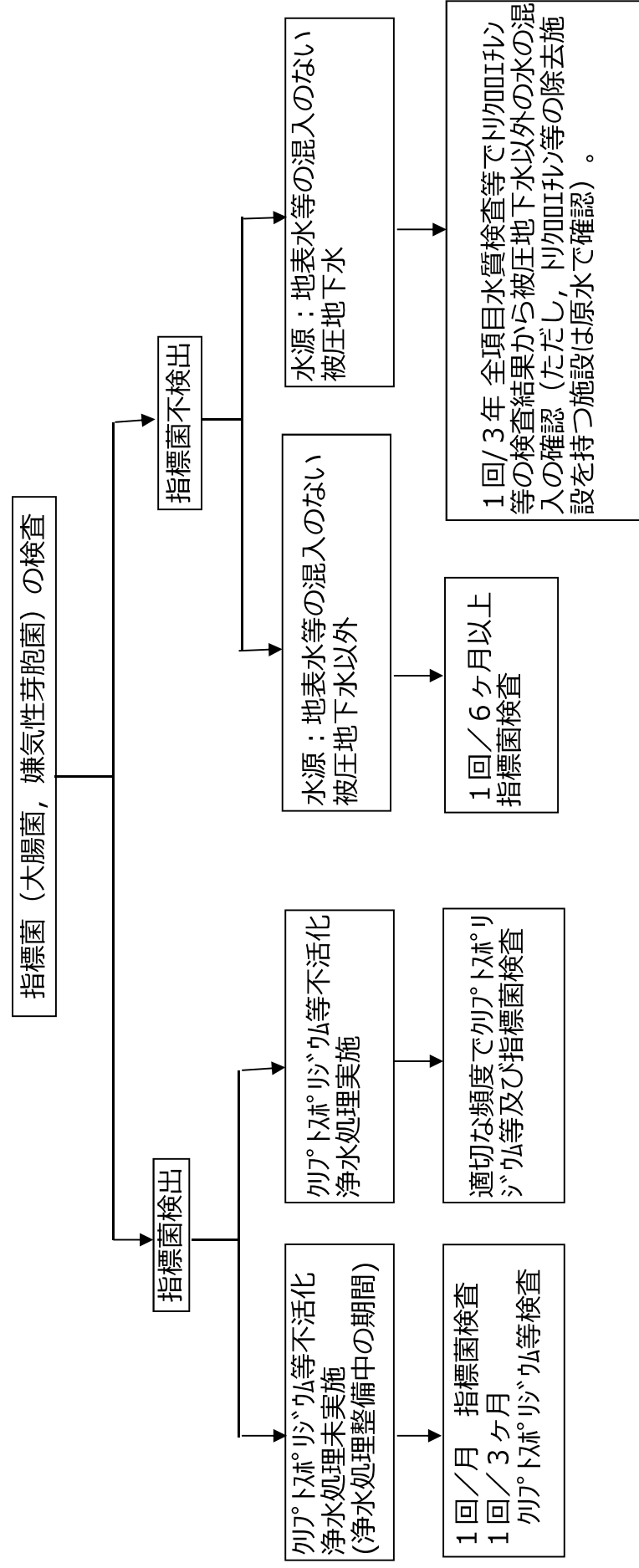
水道施設点検表（上水受水）

| 点 検 事 項 |  | 点 検 項 目 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | </ |
|---------|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|
|---------|--|---------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|----|

## X 浄水受水以外の小規模専用水道における原水の水質検査

\*クリプトスポリジウム等対策

参考:「水道水におけるクリプトスポリジウム等対策指針」平成19年3月30日健水発第0330005号厚生労働省健康局水道課長通知



\*その他

浄水施設（消毒施設のみ除く）設置の場合は必要に応じ原水検査を実施し，浄化能力の確認に努める。

クリプトスポリジウム等の検査方法の追加（平成24年3月2日健水発0302第2号厚生労働省健康局水道課長通知）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 専用水道（第 3 条—第 7 条）
- 第 3 章 簡易専用水道（第 8 条—第 10 条）
- 第 4 章 小規模水道（第 11 条—第 20 条）
- 第 5 章 雑則（第 21 条—第 24 条）
- 第 6 章 罰則（第 25 条—第 27 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）の施行並びに小規模水道の布設及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）小規模水道 水道事業の用に供する水道、水道用水供給事業の用に供する水道、専用水道及び簡易専用水道以外の水道であつて、50 人以上の者に水を供給するものをいう。
- （2）小規模専用水道 小規模簡易専用水道以外の小規模水道をいう。
- （3）小規模簡易専用水道 水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とする小規模水道をいう。

第 4 章 小規模水道

（小規模専用水道施設の構造及び材質）

第 11 条 小規模専用水道の用に供する取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設（一般の需要に応じて小規模専用水道により水を供給する事業に係るもの以外のものにあつては、給水の施設を含むものとし、建築物に設けられたものを除く。）（以下「小規模専用水道施設」という。）の構造及び材質は、水圧、土圧、地震力その他の荷重に対して十分な耐力を有し、かつ、水が汚染され、又は漏れるおそれがないものでなければならない。

（小規模専用水道施設の工事の確認）

第 12 条 小規模専用水道施設の新設又は規則で定める増設若しくは改造の工事をしようとする者は、当該工事に着手する前に、当該工事の設計が法第 5 条第 1 項及び前条の規定による施設基準に適合するものであることについて、市長の確認を受けなければならない。

（小規模専用水道施設の工事の確認の申請）

第 13 条 前条の確認を受けようとする者は、工事設計書その他規則で定める書類（図面を含む。）を添えて、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の工事設計書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 1 日最大給水量及び 1 日平均給水量
- (2) 水源の種別及び取水地点
- (3) 水源の水量の概算及び水質試験の結果
- (4) 小規模専用水道施設の概要
- (5) 小規模専用水道施設の位置（標高及び水位を含む。）、規模及び構造
- (6) 浄水方法
- (7) 工事の着手及び完了の予定年月日
- (8) その他規則で定める事項

3 市長は、第 1 項の規定による申請があった場合において、当該工事の設計が法第 5 条第 1 項及び第 11 条の規定による施設基準に適合することを確認したときは、当該申請をした者にその旨を書面により通知し、適合しないと認めたとき又は当該申請の添付書類によっては適合するかわからないかを判断することができないときは、その適合しない点を指摘し、又はその判断することができない理由を付して、当該申請をした者にその旨を書面により通知するものとする。

（小規模専用水道の給水開始前の届出及び検査）

第 14 条 小規模専用水道の設置者は、当該小規模専用水道による給水を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその旨を届け出て、かつ、規則で定めるところにより、水質検査を行わなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより市長が行う施設検査に合格しなければ、当該小規模専用水道による給水を開始してはならない。

（小規模専用水道の変更及び給水の廃止の届出）

第 15 条 小規模専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、当該小規模専用水道による給水を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

（小規模専用水道の水質検査）

第 16 条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、定期及び臨時の水質検査を行わなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の規定による水質検査を行ったときは、これに関する記録を作成し、水質検査を行った日から起算して 3 年間、これを保存しなければならない。

3 規則で定める小規模専用水道の設置者は、第 1 項の規定により定期又は臨時の水質検査を行ったときは、前項に規定する記録の写しを添えて、規則で定めるところにより、速やかに、水質検査の結果を市長に報告しなければならない。

(小規模専用水道の衛生上の措置)

第 17 条 小規模専用水道の設置者は、規則で定めるところにより、小規模専用水道施設の管理及び運営に関し、消毒その他衛生上必要な措置を講じなければならない。

(小規模専用水道の給水の緊急停止)

第 18 条 小規模専用水道の設置者は、その供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じなければならない。

2 小規模専用水道の設置者は、前項の規定により給水を停止したときは、規則で定めるところにより、直ちに、市長にその旨を報告しなければならない。

(小規模簡易専用水道の給水開始等の届出)

第 19 条 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を開始したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

2 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める事項を変更したときは、規則で定めるところにより、速やかに、市長にその旨を届け出なければならない。

3 小規模簡易専用水道の設置者は、当該小規模簡易専用水道による給水を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長にその旨を届け出なければならない。

(小規模簡易専用水道の管理)

第 20 条 小規模簡易専用水道の設置者は、規則で定める基準に従い、当該小規模簡易専用水道を管理しなければならない。

## 第 5 章 雑則

(小規模水道の改善の指示等)

第 21 条 市長は、小規模専用水道施設が法第 5 条第 1 項及び第 11 条の規定による施設基準に適合しなくなったと認め、かつ、市民の健康を守るため緊急に必要があると認めるときは、当該小規模専用水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模専用水道施設を改善すべき旨を指示することができる。

2 市長は、小規模簡易専用水道の管理が前条の規則で定める基準に適合していないと認めるときは、当該小規模簡易専用水道の設置者に対し、期間を定めて、当該小規模簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置をとるべき旨を指示することができる。

(小規模水道の給水停止命令)

第 22 条 市長は、小規模専用水道又は小規模簡易専用水道の設置者が前条の規定による指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、当該設置者に対し、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命じることができる。

(小規模水道の報告の徴収及び立入検査)

第 23 条 市長は、小規模専用水道の布設又は管理の適正を確保するために必要があると認めるとき

は、小規模専用水道の設置者から工事の施行状況若しくは当該小規模専用水道の管理について必要な報告をさせ、又は当該職員に水道の工事現場、事務所若しくは小規模専用水道施設のある場所に立ち入らせ、工事の施行状況、小規模専用水道施設、水質、水圧、水量若しくは必要な帳簿書類及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を検査させることができる。

- 2 市長は、小規模簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、小規模簡易専用水道の設置者から当該小規模簡易専用水道の管理について必要な報告をさせ、又は当該職員に当該小規模簡易専用水道の用に供する施設のある場所若しくは当該設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類及び電磁的記録を検査させることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査を行う場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（委任）

第24条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 第6章 罰則

（罰則）

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第12条の規定による確認を受けないで工事に着手した者
- (2) 第18条第1項の規定に違反した者
- (3) 第22条の規定による給水停止命令に違反した者

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金又は科料に処する。

- (1) 第14条第2項の規定に違反して給水を開始した者
- (2) 第16条第1項の規定に違反した者
- (3) 第17条の規定に違反した者
- (4) 第23条第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は当該職員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

（両罰規定）

第27条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の刑を科する。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に千葉県小規模水道条例（昭和 37 年千葉県条例第 10 号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

---

## 柏市水道法等施行規則（抜粋）

平成 20 年 3 月 28 日

規則第 45 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 専用水道（第 2 条—第 9 条）
- 第 3 章 簡易専用水道（第 10 条—第 12 条）
- 第 4 章 小規模水道（第 13 条—第 21 条）
- 第 5 章 雑則（第 22 条・第 23 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

(趣旨)

- 第 1 条 この規則は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号。以下「法」という。）及び柏市水道法施行等条例（平成 19 年柏市条例第 54 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第 4 章 小規模水道

(小規模専用水道施設の増設又は改造の工事)

- 第 13 条 条例第 12 条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 1 日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事
- (2) ちんでん池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設、増設又は大規模な改造に係る工事

(小規模専用水道施設の工事の確認の申請等)

- 第 14 条 条例第 13 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、小規模専用水道施設の新設の工事をしようとする場合にあっては、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 当該小規模専用水道による給水が行われる区域を記載した図面
- (3) 小規模専用水道施設の位置を明らかにする地図
- (4) 水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図
- (5) 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面

(6) 導水管きよ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面

(7) その他市長が必要と認める書類（図面を含む。）

2 条例第 13 条第 1 項の規則で定める書類及び図面は、小規模専用水道施設の規則で定める増設又は改造の工事をしようとする場合にあっては、前項各号に掲げる書類及び図面のうち当該工事に係るものとする。

3 条例第 13 条第 1 項の規定による申請は、小規模専用水道布設工事確認申請書を市長に提出することにより行わなければならない。

4 条例第 13 条第 2 項第 8 号の規則で定める事項は、当該小規模専用水道による給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地とする。

5 条例第 13 条第 3 項の書面は、適合することを確認したときにあっては小規模専用水道布設工事適合通知書と、適合しないと認めたとき又は当該申請の添付書類によっては適合するかしないかを判断することができないときにあっては小規模専用水道布設工事不適合等通知書とする。

（小規模専用水道の給水開始前の届出及び検査）

第 15 条 条例第 14 条第 1 項の規定による届出は、小規模専用水道給水開始届出書に同項の規定により行った水質検査の結果を記載した書類を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第 14 条第 1 項の水質検査は、当該小規模専用水道により供給される水が法第 4 条に規定する水質基準に適合するかしないかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）に関し、水質基準に関する省令（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の表（以下「基準の表」という。）の上欄に掲げる事項及び消毒の残留効果について行わなければならない。

3 前項の検査のうち基準の表の上欄に掲げる事項についての検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によって行わなければならない。

4 条例第 14 条第 2 項の市長が行う施設検査は、当該小規模専用水道施設の浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水について行うものとする。

（小規模専用水道の変更及び給水の廃止の届出）

第 16 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 条例第 13 条第 2 項各号に掲げる事項（条例第 12 条の確認を受けなければならない場合に係るものを除く。）

(2) 小規模専用水道の設置者の住所又は氏名（法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地又は名称）

2 条例第 15 条第 1 項の規定による届出は、小規模専用水道変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

3 前項の場合において、当該届出が第 1 項第 1 号に規定する事項を変更したことによるものであるときは、前項の届出書には、当該変更に係る事項を記載した書類を添えなければならない。



- 4 条例第 15 条第 2 項の規定による届出は、小規模専用水道廃止届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(小規模専用水道の定期及び臨時の水質検査)

- 第 17 条 条例第 16 条第 1 項の定期の水質検査は、検水に関し、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 次に掲げる検査を行うこと。

ア 1 日 1 回行う色及び濁り並びに消毒の残留効果についての検査

イ おおむね 6 か月に 1 回行う基準の表の上欄に掲げる事項についての検査

- (2) 基準の表の上欄に掲げる事項のうち一部の事項についての検査は、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前号の規定にかかわらず、省略することができる。ただし、3 年に 1 回以上は、基準の表の上欄に掲げる事項の全部の事項についての検査を行わなければならない。

- 2 条例第 16 条第 1 項の臨時の水質検査は、検水に関し、次に掲げるところにより行わなければならない。

- (1) 当該小規模専用水道により供給される水が法第 4 条に規定する水質基準に適合しないおそれがある場合に、基準の表の上欄に掲げる事項についての検査を行うこと。

- (2) 基準の表の上欄に掲げる事項のうち一部の事項についての検査は、市長が公衆衛生上支障がないと認めるときは、前号の規定にかかわらず、省略することができる。

- 3 前 2 項の検査のうち基準の表の上欄に掲げる事項についての検査は、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によって行わなければならない。

- 4 第 1 項第 1 号アの検査のうち色及び濁りについての検査は、同号イの規定により色度及び濁度についての検査を行った日においては、行うことを要しない。

- 5 第 1 項第 1 号イの検査は、第 2 項の検査を行った月においては、行うことを要しない。

- 6 条例第 16 条第 3 項の規則で定める小規模専用水道の設置者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該小規模専用水道に関し、条例第 14 条第 1 項の規定により届出をした日から 1 年を経過していない者

- (2) その他市長が必要と認める者

- 7 条例第 16 条第 3 項の規定による報告は、第 1 項第 1 号アに掲げる定期の水質検査を行ったときにあっては当該水質検査を実施した日の属する月の翌月の 10 日までに、同号イに掲げる定期の水質検査又は臨時の水質検査を行ったときにあっては当該水質検査の結果が判明した後に、小規模専用水道水質検査結果報告書を市長に提出することにより行わなければならない。

(平 21 規則 74・一部改正)

(小規模専用水道の衛生上必要な措置)

第 18 条 条例第 17 条の規定により小規模専用水道の設置者が講じなければならない衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 小規模専用水道施設は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。
- (2) 小規模専用水道施設には、かぎを掛け、さくを設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講じること。
- (3) 配水施設等の水槽の掃除を 1 年ごとに 1 回、定期に、行うこと。
- (4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を 1 リットルにつき 0.1 ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1 リットルにつき 0.4 ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水の遊離残留塩素は、1 リットルにつき 0.2 ミリグラム（結合残留塩素の場合は、1 リットルにつき 1.5 ミリグラム）以上とする。

2 前項第 4 号の遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査は、水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定により環境大臣が定める検査方法によらなければならない。

（小規模専用水道の給水の緊急停止の報告）

第 19 条 条例第 18 条第 2 項の規定による報告は、口頭により行うとともに、小規模専用水道給水緊急停止報告書を市長に提出することにより行わなければならない。

（小規模簡易専用水道の給水開始等の届出）

第 20 条 条例第 19 条第 1 項の規定による届出は、小規模簡易専用水道給水開始届出書に次の各号に掲げる書類（図面を含む。）を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 水の供給を受ける者の数を記載した書類
- (2) 当該小規模簡易専用水道による給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地を記載した書類
- (3) 当該小規模簡易専用水道の用に供する施設の図面及び小規模簡易専用水道施設概要書
- (4) 水源となる水を供給する水道の水道事業者（法第 3 条第 5 項に規定する水道事業者をいう。）の氏名又は名称を記載した書類
- (5) 受水槽及び高置水槽の数、有効容量、材質、設置場所等の施設の概要を記載した書類及び図面
- (6) 当該小規模簡易専用水道による給水を開始した年月日を記載した書類
- (7) 主要な当該小規模簡易専用水道の用に供する施設の配置状況を明らかにする系統図
- (8) その他市長が必要と認める書類（図面を含む。）

2 条例第 19 条第 2 項の規則で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 前項各号（第 6 号を除く。）に掲げる書類（図面を含む。）に記載した事項
- (2) 小規模簡易専用水道の設置者の住所又は氏名（法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地又は名称）

3 条例第 19 条第 2 項の規定による届出は、小規模簡易専用水道変更届出書を市長に提出することにより行わなければならない。この場合において、小規模簡易専用水道の用に供する施設の構造を変更した場合にあつては、当該小規模簡易専用水道の用に供する施設の図面及び小規模簡易専用水道施設概要書を添えなければならない。

4 条例第 19 条第 3 項の規定による届出は、小規模簡易専用水道廃止届出書を市長に提出することにより行わなければならない。

(小規模簡易専用水道の管理の基準)

第 21 条 条例第 20 条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 水槽の掃除を 1 年ごとに 1 回、定期に、行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講じること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、におい、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、基準の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについての検査を、水質基準に関する省令に規定する環境大臣が定める方法によって行うこと。
- (4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講じること。

#### 第 5 章 雑則

(身分を示す証明書)

第 22 条 条例第 23 条第 3 項の規定により当該職員の携帯する身分を示す証明書は、小規模水道検査員証とする。

(補則)

第 23 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 21 年規則第 74 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 6 年規則第 59 号)

この規則は、公布の日から施行する。